



## 平成22年度以降も競争性のない随意契約によらざるを得ないもの

(独立行政法人名： 情報通信研究機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
情報通信研究機構 白山ネットワーク施設6F電源更改工事	情報通信研究機構 契約担当理事 吉崎 正弘 東京都小金井市貫井北町4-2-1	平成21年10月30日	(株)興和コーポレーション 東京都文京区白山1-33-15	当該場所で行わなければならない業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される土地、建物の買入れ又は賃貸借を行うとき(これらに付随するものを含む。)(契約事務細則第20条第1項第3号)	非公表	3,677,100	-	0	建物の賃貸借等で契約相手が特定されるもの	5	
仙台リサーチセンター原状回復工事	情報通信研究機構 契約担当理事 吉崎 正弘 東京都小金井市貫井北町4-2-1	平成22年2月24日	(株)ユアテック 宮城県仙台市青葉区上愛子字松原47-14	当該場所で行わなければならない業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される土地、建物の買入れ又は賃貸借を行うとき(これらに付随するものを含む。)(契約事務細則第20条第1項第3号)	非公表	4,546,500	-	0	建物の賃貸借等で契約相手が特定されるもの	5	

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
<p>≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫</p>	
<p><b>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</b></p>	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
<p><b>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</b></p>	5
<p><b>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</b></p>	6
<p><b>ニ その他</b></p>	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12